

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組み

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ・職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上の取組を行っていること
- ・取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

「処遇改善に関する加算の算定状況」

「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」

社会福祉法人光誠会は、令和元年11月より以下の事業所において介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。

■取得事業所

- ・ケアハウスフローラ
(通所介護、訪問介護、認知症対応型共同生活介護)
- ・デイサービスセンターフローラもばら
- ・グループホームフローラもばら
- ・特別養護老人ホームフローラりんくる
- ・老人短期入所事業フローラりんくる
- ・認知症対応型通所介護
- ・特別養護老人ホームころぼっくる
- ・老人短期入所事業ころぼっくる
- ・デイサービスセンターころぼっくる
- ・特別養護老人ホームはがの杜
- ・老人短期入所事業はがの杜
- ・特別養護老人ホーム科の木
- ・特別養護老人ホームびーね

■特定処遇改善加算の申請を行い、適用となりました

- ①勤続 10 年以上、経験技能ある職員
- ②その他の介護職員
- ③その他の職種

※5月までの各月に特定処遇改善加算手当及び3月に賞与として支給する事に致しました。

■賃金以外の具体的取り組みに関しては以下をご参照ください

◇資質の向上

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い技術・知識を取得する者に対する研修への受講支援。

◇労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター制度等導入。
- ・介護職員の腰痛対策を含む軽減負担のため介護ロボットやリフト等の介護機器等導入。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
- ・職場内マニュアル等の作成による職務内容の明確

◇その他

- ・法人ホームページの活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減